

岐阜県難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜県における身体障害者手帳の交付対象外の難聴児に対し、市町村が、補聴器の購入等に要する経費を補助する場合に、当該市町村に対し、県が助成する事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度の難聴児が、成長の早い段階から補聴器を利用することにより、成人に達するまでの間に十分に学習の機会を確保し、コミュニケーション能力等を身につけて将来、円滑に日常生活を送ることができるように支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「補聴器購入費等」とは、新たに補聴器を購入する場合（以下「新規購入」という。）、別紙に定める耐用年数が経過した後に別の補聴器を購入する場合（以下「更新」という。）又は補聴器を修繕する場合（以下「修繕」という。）に必要な費用をいう。

(実施主体)

第4条 次条に定める難聴児に対し、補聴器購入費等を補助する事業の実施主体は、第6条に定める補助対象経費の3分の2以上を補助する市町村とする。

(対象児)

第5条 本事業における補聴器購入費等の補助を受けることができるのは、以下の要件を満たす難聴児（以下「対象児」という。）とする。

(1) 18歳未満の県内在住者であること。

(2) 聴力が次のいずれかに該当すること。ただし、専門医（一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が認定した専門医をいう。）が特に必要と認めるときは、この限りでない。

ア) 両耳の聴力が30dB以上70dB未満であること。

イ) 一側耳の聴力が30dB以上であること。

(3) 身体障害者手帳の交付対象でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する場合は、本事業の対象外とする。

県内の市町村から新規購入又は更新に係る補助金の交付を受けてから5年未満の対象児

(補助対象経費及び補助率)

第6条 本事業の補助対象経費及び補助率は、次のとおりとする。

(1) 補助対象経費は、補聴器（機種や障がいの状況により必要となるイヤモールドや受信機等も含む。）の新規購入、更新及び修繕に要する経費とする。

(2) 補助率

① 市町村が補助対象経費の3分の2を補助する場合

市町村が、補助金の交付を希望する対象児の保護者（以下「申請者」という。）に対し、補聴器購入費等又は別紙に定める上限額のいずれか少ない方の額の3分の2を補助した場合、県は市町村に対し、予算の範囲内でその補助に要した額の2分の1を補助する。

② 市町村が補助対象経費の3分の2を超えて補助する場合

市町村が、申請者に対し、補助対象経費等の3分の2を超えて補助した場合、県は市町村が補助した額と別紙に定める上限額を比較して少ない方の額の3分の1を予算の範囲内で補助する。

附 則

この要綱は、平成25年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年度分の予算に係る補助金から適用する。

別紙

○ 新規購入・更新にかかる費用の上限額

補聴器の種類	1台当たりの基準額(円)	耐用年数
高度難聴用ポケット型	44,000 円	5年
高度難聴用耳かけ型	46,400 円	
重度難聴用ポケット型	59,000 円	
重度難聴用耳かけ型	71,200 円	
耳あな型(レディメイド)	92,000 円	
耳あな型(オーダーメイド)	144,900 円	
骨導式ポケット型	74,100 円	
骨導式眼鏡型	126,900 円	

注1 1台当たりの基準額の100分の106に相当する額を上限額とする。

注2 価格は、電池、骨導レシーバー又はヘッドバンドを含むものであること。ただし、電池については、補聴器購入時のみの付属品であり、修理による支給は認められないこと。

注3 身体の障がいの状況により、イヤモールドを必要とする場合は、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第528号)(以下「厚生労働省告示」という。)における修理基準の表に掲げる交換の額の100分の106に相当する額の範囲内で必要な額を加算すること。

また、重度難聴用イヤホン交換、眼鏡型平面レンズ交換、骨導式ポケット型レシーバー交換、骨導式ポケット型ヘッドバンド交換、ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換及びイヤホン交換については修理基準の表に掲げる交換の額の100分の110に相当する額を加算すること。

注4 ダンパー入りフックとした場合は、250円増しとする。

注5 平面レンズを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を、また、矯正用レンズ又は遮光矯正用レンズを必要とする場合は、眼鏡の修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。

注6 重度難聴用耳かけ型で受信機、オーディオシュー、ワイヤレスマイクを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。

注7 デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し、専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は、2,000円を加算すること。

注8 厚生労働省告示にないものについては、原則として対象外であるが、補装具費支給制度における特例補装具費の取扱いに準じ、真にやむを得ない事情により市町村が補助した場合のみを例外的に対象とし、そのうち以下のアについては、記載する金額を上限額とする。
ア 高度難聴用耳かけ型で受信機、オーディオシュー、ワイヤレスマイクを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。

注9 国、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する補装具制作施設が制作した補装具を購入又は修理する場合の注1、注3の費用の額の基準は、注1、注3の規定にかかわらず、それぞれに掲げる額の100分の95に相当する額とする。

○ 修繕にかかる上限額については、厚生労働省告示における修理基準の表に掲げる交換の額に注1、注3、注9の規定を適用させたものとする。